別表第十三化学分析の項実技試験の欄中「調整」を「調製」に改める。

別表第十三の二鋳造の項学科試験の欄第五号ロを次のように改める。

ロ　非鉄金属鋳物鋳造作業法
　鋳物砂原料の種類、性質及び用途
　鋳型各部の名称
　鋳型造型作業の方法
　塗型の効用及び塗型材の種類
　鋳込作業の方法
　鋳仕上げの方法
　銅合金鋳物及び軽合金鋳物に生ずる欠陥の原因及びその防止方法
　金属溶解炉の種類及び用途
　溶解作業法
　銅合金鋳物及び軽合金鋳物の種類、成分、性質及び用途

別表第十三の二鋳造の項学科試験の欄第五号ハを削る。

別表第十三の二鋳造の項実技試験の欄第二号を次のように改める。

二　非鉄金属鋳物鋳造作業
　鋳型造型の段取り
　鋳型の造型及び補修
　鋳込作業

別表第十三の二鋳造の項実技試験の欄第三号を削る。

別表第十三の二電気製図の項の次に次のように加える。

化学分析	一　化学分析法 化学分析に使用する器具及び装置の種類、構造、性能及び使用方法 化学分析の単位操作の方法 試薬、標準溶液及び緩衝液の調製の方法 サンプリング及び試料の調製の方法 定性分析の方法 重量分析の方法 容量分析の方法 機器分析の方法 統計に関する基礎知識 二　化学一般 無機化学 有機化学 物理化学 三　安全衛生 安全衛生に関する一般的な知識	化学分析作業 試薬及び標準溶液の調製 定性分析 重量分析 容量分析 機器分析

別表第十四金属溶解の項を次のように改める。

金属溶解	鋳鉄溶解作業法	鋳鉄溶解作業業
	鋳鋼溶解作業法	鋳鋼溶解作業
	軽合金溶解炉溶解作業法	軽合金溶解炉溶解作業

別表第十四及び別表第十四の二鋳造の項中

銅合金鋳物鋳造作業法	銅合金鋳物鋳造作業
軽合金鋳物鋳造作業法	軽合金鋳物鋳造作業

を

「

非鉄金属鋳物鋳造作業	非鉄金属鋳物鋳造作業

」に改める。

様式第十七号から様式第十九号までを次のように改める。

様式第十七号（第七十八条関係）

第　　号

立入検査証
官職氏名
年月日生
写真

上記の者は、職業能力開発促進法第48条第２項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。

年　月　日発行
年　月　日限り有効

厚生労働大臣　印

（縦6.0センチメートル、横8.5センチメートル）

様式第十八号（第七十八条関係）

第　　号

立入検査証
官職氏名
年月日生
写真

上記の者は、職業能力開発促進法第74条第２項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。

年　月　日発行
年　月　日限り有効

厚生労働大臣　印

（縦6.0センチメートル、横8.5センチメートル）

様式第十九号（第七十八条関係）

第　　号

立入検査証
職氏名
年月日生
写真

上記の者は、職業能力開発促進法第90条第１項において準用する同法第74条第２項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。

年　月　日発行
年　月　日限り有効

都道府県知事　印

（縦6.0センチメートル、横8.5センチメートル）